

報告第5号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月5日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容	
1	発生日時・場所	令和5年3月22日 時間不明 飛騨市宮川町 [REDACTED]	
	事故の概要	宮川町西忍地内市所有土地内の立木の枝が積雪の影響で折れ曲がり、隣接している個人所有敷地内に設置されていた墓石に接触したことにより、墓石が倒れ破損させた。	
	相手方	高山市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
	相手方損害額	82,500円	
	市の過失割合	100%	
	損害賠償金	82,500円	
	内 訳	保険金	82,500円
		一般財源	0円
	専決年月日	令和5年7月21日 専決第6号	

項 目		内 容
2	発生日時・場所	令和4年8月21日 時間不明 飛騨市宮川町 [REDACTED]
	事故の概要	宮川町祢宜ヶ沢上地内市道川東線において、同市道を走行中の自転車が、同市道に設置してあった裏返しの側溝グレーチングに前輪が挟まり転倒し、フロントタイヤ、リアスポーク、左レバーを破損させた。
	相手方	愛知県名古屋市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
	相手方損害額	56,330円
	市の過失割合	100%
	損害賠償金	56,330円
	内	保険金 56,330円
	訳	一般財源 0円
専決年月日	令和5年7月27日 専決第7号	

項 目		内 容
発生日時・場所		令和5年7月15日 午後1時30分頃 飛騨市神岡町 [REDACTED]
事故の概要		老人福祉センター割石温泉職員が、割石温泉案内看板周辺の草刈作業を行っていたところ、刈払機による飛び石が、国道41号線で信号停止していた車両に当たり、同車両のウィンドウガラスを破損させた。
相手方		長野県松本市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
相手方損害額		80,575円
市の過失割合		100%
損害賠償金		80,575円
内 訳	保険金	80,575円
	一般財源	0円
専決年月日		令和5年8月8日 専決第8号

3